

漏水対策・対応について

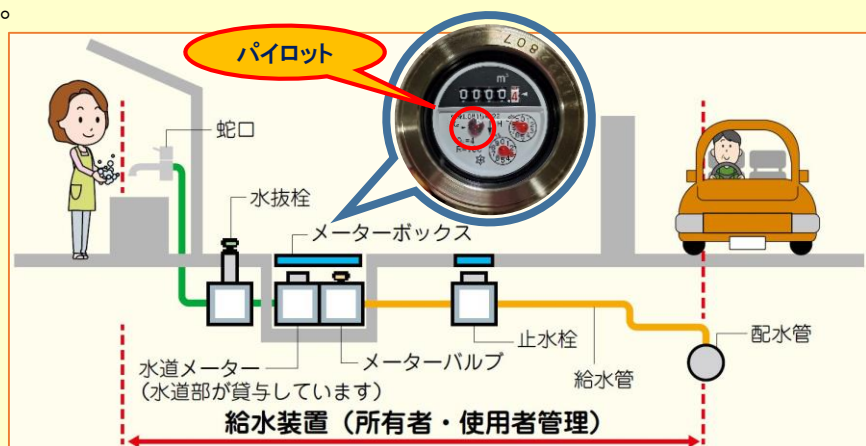
Q 隔月検針になると漏水の発見が遅れたりしませんか？

水道メーターの検針時に漏水が疑われた場合は、その都度検針員がお客様にお知らせしており、隔月検針後は、検針の回数が減りますので漏水の発見が遅れる可能性はありますが、漏水の確認はお客様ご自身でも簡単にできますので、下記の方法で定期的に確認をお願いいたします。

【漏水の確認方法】

- ①家にある蛇口を全部閉める。
水道を使用していない状態にしてください。
- ②水道メーターのパイロットを確認する。
パイロットが動いていたら、どこかで水が漏れている可能性があります。

時々メーターボックスの中をのぞいてみてね！



Q 漏水している場合、どうすればよいですか？

ご家庭に引き込まれている給水管や水抜栓、蛇口などの給水装置はお客様（所有者）の財産です（メーターは除く）ので、お客様が適正に管理する必要があります。修繕等の工事は、青森市指定の給水装置工事事業者（※）へ依頼してください。集合住宅や賃貸住宅などにお住まいの場合は、管理会社などへご相談ください。

※青森市指定給水装置工事事業者は
ホームページから確認できます。



Q 漏水によって発生した料金は全額支払う必要がありますか？

漏水箇所を修理した場合は、漏水した分の水道料金等の一部を軽減する制度があります。詳しくは営業課又は上下水道課へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

青森市企業局水道部

〒030-0841 青森市奥野1丁目2-1

営業課

上下水道課（浪岡地区）

017-734-4281

017-734-4202

0172-62-1143

水道メーターの検針に関する
変更のお知らせ

令和8年1月から水道メーターの検針が
隔月（2か月に1回）に変わります

これまで毎月行っていた水道メーターの検針について、令和8年1月以降は隔月で実施することといたしました。

水道事業における経営の効率化の一環として、水道メーターの検針業務に係る経費削減を図るための取組ですので、ご理解くださるようお願いいたします。



変わる点・変わらない点

- ✓ **メーター口径が13～25mmのお客様は、基本的に毎月検針から隔月検針に変更となります。**
- ✓ **メーター口径が40mm以上のお客様と自動検針（通信回線を利用して検針データを取得する方法）を実施している一部の集合住宅にお住まいのお客様などは、これまでと同様に毎月検針です。**
- ✓ **水道料金等のお支払いは、これまでと同様に毎月お支払いいただけます。**
- ✓ **隔月検針の実施に伴って、お客様に電話をしたり手続きをお願いすることはありません。（水道部をかたる電話等にお気をつけください。）**

青森市企業局水道部

検針や水道料金のお支払い時期について

ポイント

- **全てのお客様について**、これまで料金対象月の翌月にお支払いいただいていたものが、令和8年1月分の料金からは**翌々月のお支払い**となります。（例：1月分の料金→3月のお支払い）
- **令和8年2月は**、全てのお客様が基本的に**料金のお支払いはありません**。（納付書も届きません。）
- 隔月検針は、市内を偶数月に検針する地区と奇数月に検針する地区に分けて行います。
- **※事業者の皆様は、支払時期がこれまでと変わりますので会計処理の際にご注意ください。**

偶数月検針地区のイメージ

※お客様が奇数月・偶数月のどちらの検針地区にあたるかは、12月の検針時に交付する「使用水量のお知らせ」（検針票）の次回検針予定日をご確認ください。

令和7年（現行）		令和8年（隔月検針）				
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
○	○	×	○	×	○	×
11月分	12月分		1月分 2月分		3月分 4月分	
12/10	1/13	×	3/10	4/10	5/11	
12/15	1/15	×	3/16	4/15	5/15	

奇数月検針地区のイメージ

※お客様が奇数月・偶数月のどちらの検針地区にあたるかは、12月の検針時に交付する「使用水量のお知らせ」（検針票）の次回検針予定日をご確認ください。

令和7年（現行）		令和8年（隔月検針）				
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
○	○	○	×	○	×	○
11月分	12月分	1月分		2月分 3月分		4月分 5月分
12/10	1/13	×	3/10	4/10	5/11	
12/15	1/15	×	3/16	4/15	5/15	

毎月検針の継続イメージ

※メーター口径が40mm以上のお客様、通信回線を利用して自動で検針を実施している集合住宅にお住いのお客様等が対象

令和7年（現行）		令和8年（毎月検針）				
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
○	○	○	○	○	○	○
11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
12/10	1/13	×	3/10	4/10	5/11	
12/15	1/15	×	3/16	4/15	5/15	

水道料金の計算について

ポイント

- 隔月で検針した2か月分の使用水量は、各月均等に使用したものとみなして、料金は1か月ごとに算定します。
- 2か月分の使用水量を二等分する際に1m³未満の端数が出た場合は、その端数を検針月の前月分の使用水量として算入します。
- 転出等により水道の使用を中止等した場合は、1か月分以上の料金をまとめてお支払いいただくことがあります。
- 下水道や農業集落排水施設を使用しているお客様には、それぞれの使用料（水道の使用水量に応じて計算）も併せてお支払いいただきます。
- 隔月検針が開始しても、基本料金や料金単価に変更はありません。

メーター口径が20mmで偶数月検針の場合の水道料金計算例

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
①使用水量を検針 隔月の検針日に2か月分の使用水量を検針	検針なし	1・2月分 30m ³	検針なし	3・4月分 35m ³	検針なし	5・6月分 33m ³
②各月の使用水量を計算 ・①の水量を検針月分と前月分に二等分 ・1m ³ 未満の端数は前月分に算入	1月分 15m ³	2月分 15m ³	3月分 18m ³	4月分 17m ³	5月分 17m ³	6月分 16m ³
③各月分の料金を計算 ・②の水量を基に1か月分の料金を計算 ・検針月の翌月と翌々月にお支払い		基本料金 従量料金 合計	1月分 1,199円 1,375円 2,574円	2月分 1,199円 1,375円 2,574円	3月分 1,199円 1,804円 3,003円	4月分 1,199円 1,661円 2,860円

使用水量のお知らせ（検針票）について

使用水量のお知らせ

001T日

00 00 様

お客さま番号 000000-00

メーター口径 20mm メーター番号 0000000

用途 一般 世帯区分 一般 世帯数 1

年 月 分 8年 2月検針分（1月・2月分）

（1月分）12月 3日～1月 5日（34日間）

（2月分）1月 6日～2月 2日（28日間）

検 針 日 8年 2月 2日

今回指針（A） 65 m³

前回指針（B） 35 m³

旧メータ水量（C） m³

使用水量（A-B+C） 30 m³

（1月分使用水量） 15 m³

水 道 料 金 2,574円（234円）

下水道使用料等 2,223円（202円）

合 計 金 額 4,797円

（2月分使用水量） 15 m³

水 道 料 金 2,574円（234円）

下水道使用料等 2,223円（202円）

合 計 金 額 4,797円

※お客様の支払方法は口座振替です

* 1月分の振替日は 3月10日です。

* 2月分の振替日は 4月10日です。

- **検針票**には、お客様情報のほか、検針の対象月や使用期間、2か月分の使用水量、各月ごとの水道料金・下水道使用料等を記載します。

- 口座振替のお客様には、2か月分の口座振替日を記載しますので、**振替日の前に口座の残高確認をお願いします**。

- 納入通知書でお支払いのお客様には、納入通知書の発送時期を記載しますので、届き次第、金融機関、コンビニエンスストア、水道部営業課・上下水道課、または、スマートフォンアプリ決済で**納入期限までにお支払いください**。